

啓発活動の効果検証について

【第2回】大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和2年1月28日（火）

1. ラジオCMに対する効果検証

今年度実施したWebアンケート結果と、平成30年度に実施したWebアンケート結果を比較し、広報効果の検証を行った。回答者は、令和元年度210名（大阪府、京都府、兵庫県在住）、平成30年度57名（大阪府在住）

【総括】

- ✓ 「重量オーバーが違反だと良く理解できた」、また、特車制度及び道路構造物の老朽化について「内容を詳しく知っている」、「ある程度内容を知っている」と回答した割合は7割を超えたことから、ラジオCMによる効果があったものと想定される。引き続き、重量オーバーが違反であること、特車制度及び道路構造物の老朽化について社会一般に到達する手法で広報する必要がある。
- ✓ 違法走行に対して「知っているが取締が不十分」との意見が約6割を占めたことから、取締の実態について広報する必要がある。
- ✓ 重量オーバーに荷主が関与した場合に荷主も罰せられることについて「よく理解できた」が6割の回答だったことから、社会一般にも分かり易い内容の広報を行う必要がある。

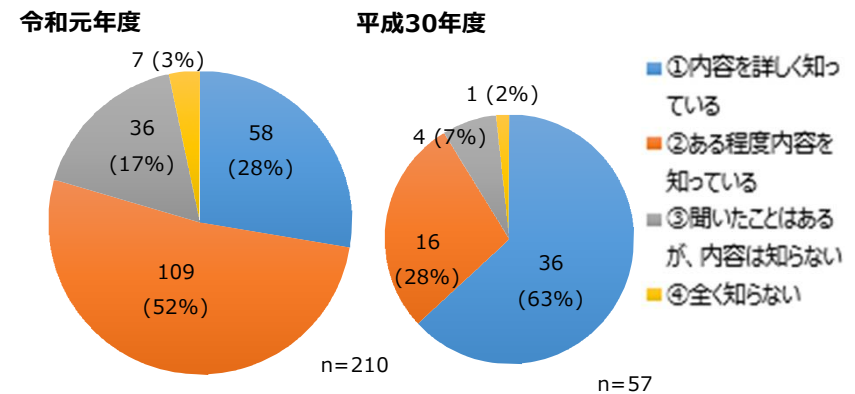
■ ラジオCMの印象

【質問4】「重量オーバーあきまへん！」のCMを聴いてどのように感じましたか？
（※令和元年度【単一回答】平成30年度【複数回答】となっている。）

CMの印象	令和元年度		平成30年度	
	回答者数	%	回答者数	%
①重量オーバーが違反だと、よく理解できた	149	71	54	89
②重量オーバーが違反だと、ある程度理解できた	53	25	—	—
③内容がよくわからなかった	7	3	5	8
④興味を持ってなかった	—	—	2	3
⑤その他	1	0	0	0
合計	210	100	61	100

■ 道路構造物の老朽化問題について

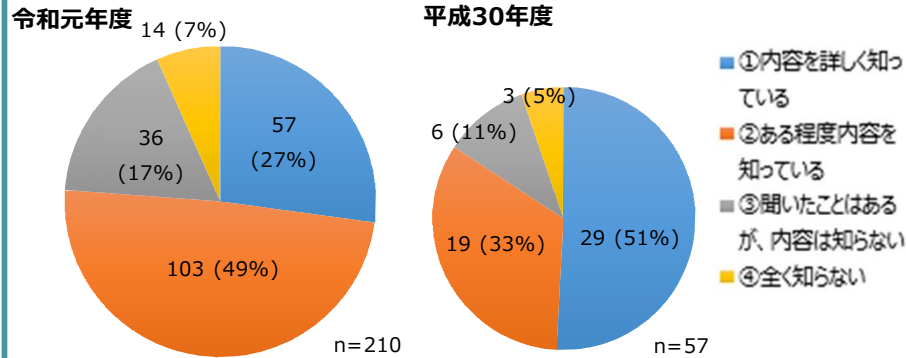
【質問5-4】全国の道路にある橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることをご存知でしたか。



1. ラジオCMに対する効果検証

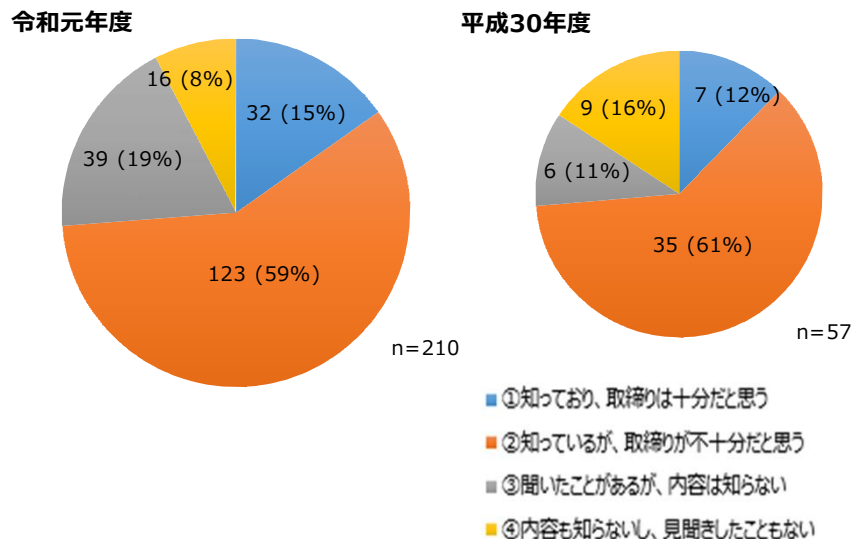
■ 特殊車両通行許可制度について

【質問 5-3】道路を通行できる車両の大きさ（幅・長さ・高さ）・重さを超えたときは、許可を受ける必要があることをご存知ですか。



■ 重量超過車両の取締りについて

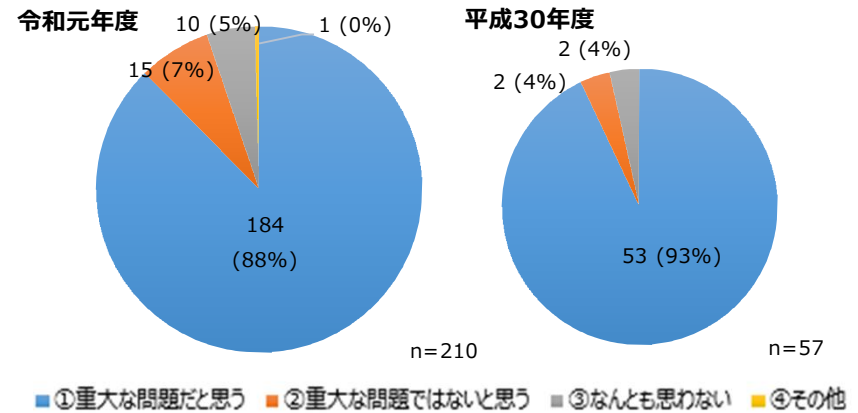
【質問 8】違法に重量を超過した車両に対し、定期的に取り締りを行っていますか、そのことをご存知ですか？



■ 重量超過車両の橋梁への影響について

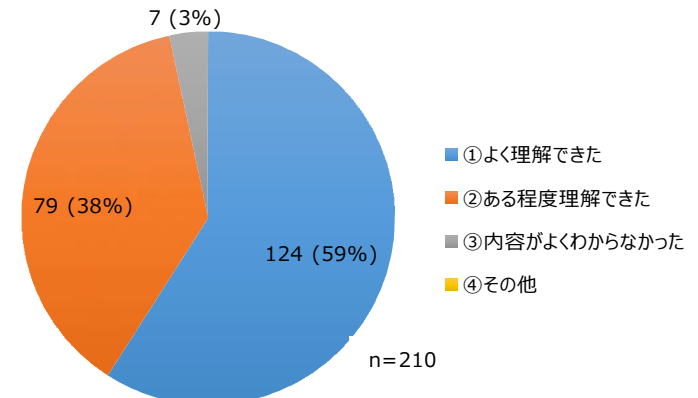
【質問 7】

資料（一般向けチラシ表面）をご覧ください。違法に重量を超過した車両は全交通のうち0.3%程度です。この違法に重量を超過した車両が橋梁の劣化に与える影響は、全交通の91%を占めるという研究結果があります。この研究結果についての感想を教えてください。



■ 荷主への罰則に対する理解度について

【質問 9】重量オーバーについて荷主が関与している場合、荷主も罰せられることについてご理解いただけましたか？（令和元年度のみ）



2. 運送事業者アンケート調査に対する効果検証

運送事業者アンケート調査については、回答頂いた中で、今年度のアンケート結果と、平成29年度のアンケート結果を比較し、広報効果の検証を行った。

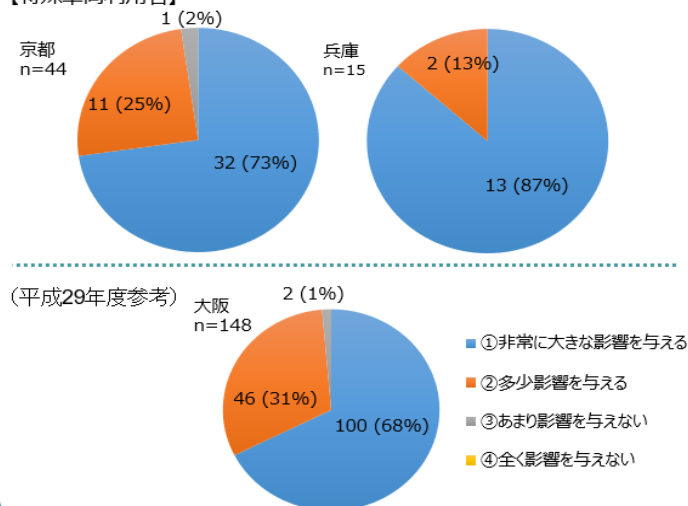
【総括】

- ✓ 重量違反車両の「道路橋に与える影響度」の認識が約7割、特車制度の認識が約6割であったことから、運送事業者には内容を詳しく理解して頂くために、運送事業者内部に到達する手法で広報する必要がある。
- ✓ 荷主勧告制度の認識については、3割弱と非常に低い状況だったので、荷主が関与して車両制限令違反をすると荷主も罰せられることを広く周知する必要がある。
- ✓ 大型車両の通行適正化の実現に対して、少数ではあったが荷主対策の要望があったことから、荷主向けに特車制度を広報する必要がある。
- ✓ 即時刑事告発制度について「2倍以上」と正解を回答したのは、特車利用者の7割～8割と高い回答率であったが、100%に向けて引き続き広報する必要がある。

■ 重量超過が与える影響について

【質問2】重量を違法に超過した大型車両の走行は、道路（橋）に対してどの程度影響を与えられますか？

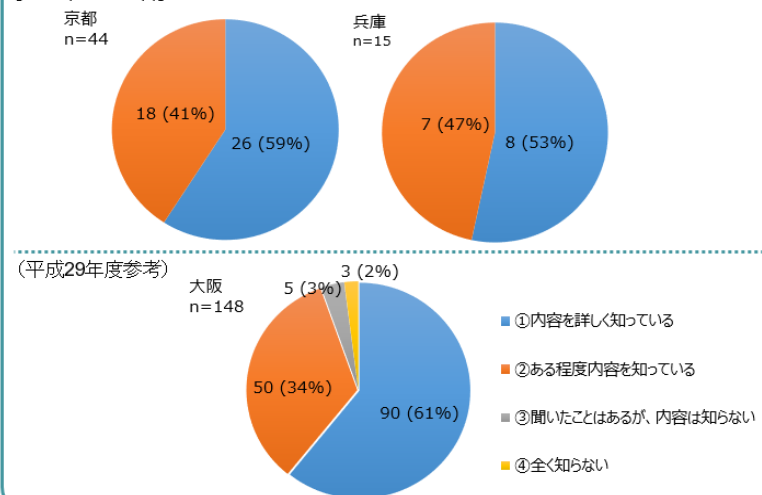
【特殊車両利用者】



■ 特殊車両通行許可制度について

【質問3】特殊車両通行許可制度に基づき、定められた大きさや重さを超える車両（＝特殊車両）を走行させる場合、事前に輸送経路の道路管理者から通行許可を得なければならないことをご存知ですか？

【特殊車両利用者】

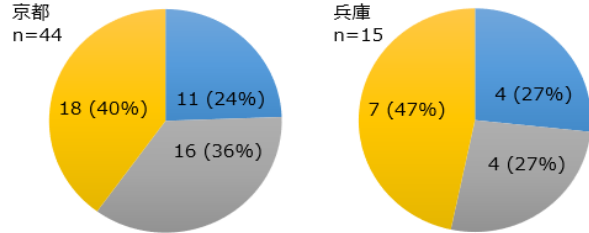


2. 運送事業者アンケート調査に対する効果検証

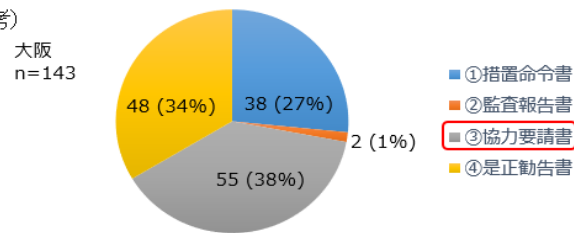
■ 荷主勧告制度について

【質問8】平成26年度から荷主勧告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の関与が判明した場合、「〇〇書」の発出を経ずに荷主勧告が発動されることになっています。「」内の丸〇)に当てはまる選択肢をお選びください。

【特殊車両利用者】



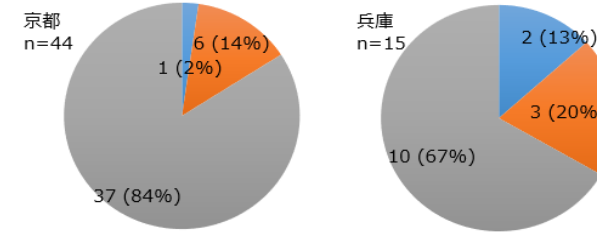
(平成29年度参考)



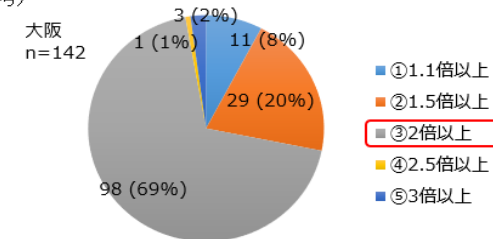
■ 即時刑事告発制度について

【質問10】悪質な違反者への対策強化として、基準の「〇倍以上」の重量オーバーが確認された場合、即時刑事告発が実施されることになっています。「」内の丸(〇)に当てはまる数字をお選びください。

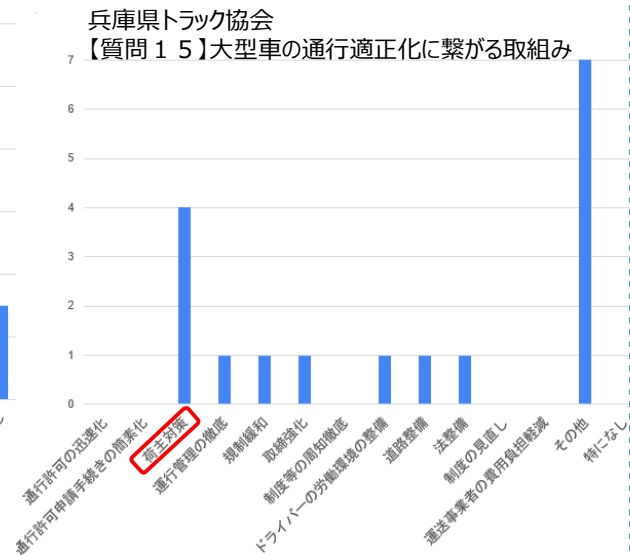
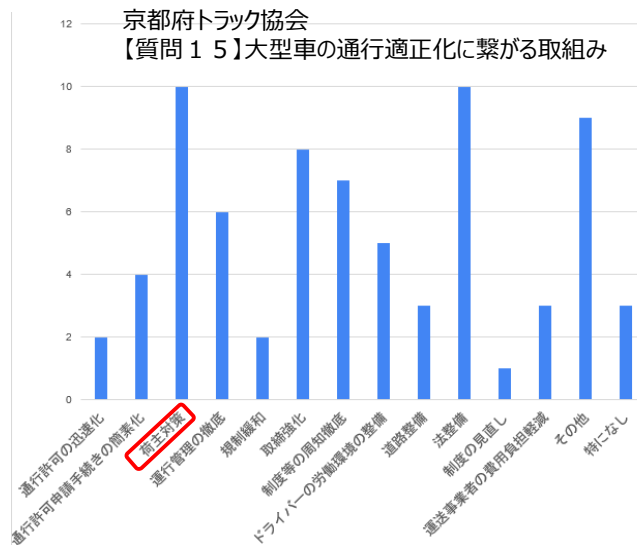
【特殊車両利用者】



(平成29年度参考)



■ 「大型車両の通行の適正化」への取組みについて



(平成29年度参考)
大阪府トラック協会
【質問15】大型車の通行適正化に繋がる取組み

